

更別村農業委員会議事録

令和3年 第2回 更別村農業委員会定例総会議事録を次のとおり作成する。

令和3年2月12日

更別村農業委員会会長 道 見 克 浩

1. 開催状況

(1) 開 会 日 令和3年2月12日（13時30分開会、14時50分閉会）

(2) 場 所 更別村役場 3階大会議室

(3) 出席状況（出席12名、欠席 0名、遅参 0名）

出欠	席番	職名	氏 名	出欠	席番	職名	氏 名
出席		会長	道 見 克 浩	出席	6	委員	河 瀬 達 也
出席	1	委員	及 川 政 人	出席	7	委員	日 崎 克 彦
出席	2	委員	岡 寛	出席	8	委員	大 地 恵 子
出席	3	委員	福 田 隆 幸	出席	9	委員	小 野 孝 博
出席	4	委員	塩 田 孝 弘	出席	10	委員	九 々 昌 弘
出席	5	委員	川 上 英 幸	出席	11	委員	宍 戸 功

(4) 議事録署名委員

4番 塩田委員 5番 川上委員

(5) 出席した職員

農業委員会事務局 事務局長 川上 祐明 農地係長 前田 貴広
村産業課 産業課長 本内 秀明

(6) 議 件

- 報告第1号 農業者年金業務処理状況について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて（結果報告）
- 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第3号 職権による地目変更登記の通知について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の

決定について

議案第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

議案第6号 農用地の利用関係の調整について

議案第7号 更別農業振興地域整備計画の変更について

(7) その他

① 令和4年度農業政策と予算に関する要望について

② 農業者年金パンフレットの配布

③ 令和3年第3回農業委員会定例総会について

2. 開 会

【事務局長】 皆様お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から令和3年第2回更別村農業委員会定例総会を開催致します。

本日の出席委員は12名であります。農業委員会会議規則で定めます定足数に達しておりますので、定例総会は成立しておりますことを報告致します。

はじめに会長より招集のご挨拶をお願い致します。

3. 会長招集挨拶

【会 長】 皆さんこんにちは。本日は第2回の定例会ということで、それぞれ定刻前にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

今年は例年よりちょっと遅くなっているんですが、旧暦で本日は旧正月となっております。日に日に春の気配が感じられている感じになってまいりました。世の中ではいろんなことがそれぞれ起こっておりますが、何かと壁が多いところでもあります。

本日ですが、報告3件、議案7件となっておりますが、どうか慎重審議のほどお願い申し上げ、開会の挨拶と致します。

4. 議事録署名委員の決定

※ 更別村農業委員会会議規則第6条により、会長が議長となり議事を主宰

【議 長】 それでは議事録署名委員を決定させていただきます。4番 塩田代理、5番 川上委員、それぞれよろしくお願い致します。

5. 議件の審議状況

(1) 報告第1号 農業者年金業務処理状況について

【議長】 それでは議件の方へ入らせていただきます。まず報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第1号、農業者年金業務処理状況について説明致します。1月定例総会議案調製以降の農業者年金業務の処理状況を報告するものです。
(報告案件朗読)

【議長】 ただ今説明がありましたが、この件についてよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

(2) 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

【議長】 それでは次へ進みます。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について説明お願い致します。

【事務局長】 報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出について説明を致します。1月の議案調製以降に届出のありました、農地又は採草放牧地の権利の取得について報告をするものです。

1件目です。(報告案件朗読)

2件目です。(報告案件朗読)

【議長】 ただ今2件の届出がありましたが、何かご質問があればお願いします。
(質疑等無)

【議長】 なければ、よろしいですか？
(「はい」の声)

(3) 報告第3号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて (結果報告)

【議長】 それでは次へ進みます。報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて、結果報告お願い致します。

【事務局長】 報告第3号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん、結果報告について説明致します。

1月定例総会以降のあっせん委員会の開催結果を報告するもので、売買2

件のあっせんが成立しております。

1 件目です。(報告案件朗読)

2 件目です。(報告案件朗読)

【議 長】 それではこのあっせんに携わっていただいた、あっせん委員長及川委員より報告お願い致します。

【及川委員】 1月27日に日崎委員、大地委員、岡委員そして私が出席しまして、あっせん委員会を開きました。問題なく終了させていただきました。内容については先程の説明のとおりです。

【議 長】 ただそれぞれの報告を踏まえてご質問があればお願いします。
(質疑等無)

【議 長】 いかかでしょうか、よろしいですか？
(「はい」の声)

(4) 議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について

【議 長】 それではこれより議案に入ります。議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約の成立状況確認について説明致します。1件の賃貸借に係る合意解約をした旨通知がありましたので、成立要件の有無について審査をお願い致します。

(議案朗読)

解約後は改めて賃貸借のあっせん申出が出されております。

【議 長】 ただ今説明がありましたが、この件に関しましてご意見があればお願い致します。
(意見等無)

【議 長】 なければこの解約を承認してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは解約が承認されたものと致します。

(5) 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

【議長】 次、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明をお願い致します。

【事務局長】 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明致します。利用権設定3件の申請について許可してよろしいか審議をお願い致します。

それでは1件目です。(議案朗読)

議案資料をお願い致します。資料1頁からになります。2頁以降に申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分ですが、3頁をご覧ください。3頁の左側の中ほどに借主及び世帯員が有する現在の経営面積の方が載っております。こちらを見ますと下限面積の2haに達していることが分かるかと思えます。続きまして3頁右側の上に「5 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の大農機具及び家畜の所有状況並びに農作業に従事する者の状況」、ここからずっといきまして、4頁の右側の上になります、「10 周辺地域との関係」、ここまでをご確認いただきまして、現状の機械力、労働力等で全ての農地を効率的に耕作又は養畜の事業を行えるか、周辺地域の農業へ支障を生ずるおそれがないか、後ほどご確認の方をお願い致します。

それでは議案の方に戻りまして、2件目に参ります。(議案朗読)

資料の方をお願い致します。資料は6頁からになります。まず6頁に申請地の図面を付けております。図面右側の場所になります。資料7頁から10頁まで許可申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分は1件目と同じ要領で後ほどご確認をお願い致します。

それでは議案の方に戻りまして、3件目に参ります。(議案朗読)

資料の方をお願い致します。資料は6頁及び11頁からになります。6頁に申請地の図面を付けております。図面左側の場所になります。資料11頁から13頁までに許可申請書の写しを付けております。農地法第3条第2項各号に定める許可要件に係る部分は1件目と同じ要領で後ほどご確認をお願い致します。

現地調査につきましては、担当委員をお願いをしております。

【議長】 それでは資料にお目通しいただく前に、現地確認いただきました大地委員の方から報告をお願い致します。

【大地委員】 3件とも2月8日に航空写真及び現地の撮影写真によって農地として使

用されていることを確認いたしました。

【議 長】 それを踏まえまして、しばし資料の方をお目通しお願い致します。
(各委員申請内容確認)

【議 長】 いかがでしょうか、凡そ目を通していただけたでしょうか？
それではそれを踏まえてまず1件目、Aさんの件ですが、この件につき
ましてご意見ご質問があればお願い致します。
(意見等無)

【議 長】 なければこの申請について許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは許可するものと致します。
次、2件目、Bさんの件ですが、この件につきましてご意見ご質問があ
ればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 いかがでしょうか？なければ申請を許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 許可するものと致します。
次、3件目、Cさんの件ですが、この件につきましてご意見ご質問があ
ればお願いします。
(意見等無)

【議 長】 いかがでしょうか？なければ申請を許可してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それでは3件ともに許可するものと致します。

(6) 議案第3号 職権による地目変更登記の通知について

【議 長】 次、議案第3号、職権による地目変更登記の通知について説明お願い致
します。

【事務局長】 議案第3号、職権による地目変更登記の通知について説明致します。
公簿上と現況地目が相違していることから、釧路地方法務局帯広支局に
対しまして職権で地目変更登記の通知を行ってよいか審議願います。

(報告案件朗読)

議案資料をご覧ください。14 頁に図面を付けております。

現地調査につきましては、担当委員をお願いしております。

【議 長】 それでは現地確認いただいた小野委員の方より報告をお願いします。

【小野委員】 2月10日に現地調査に行ってきました。雪に覆われて航空写真からも農地として利用していると思います。

【議 長】 それではこの件につきまして、ご意見ご質問をお受け致します。

【河瀬委員】 図面の斜線のある場所が面積 8,132 m²となっておりますが。

【事務局長】 申し訳ありません、議案のほうが悪っております。図面の数字が正しいので、議案の訂正をお願いします。面積のほうは 8,132 m²となっております。

【議 長】 よろしいですか。他にありますか。
(意見等無)

【議 長】 なければこの内容で地目変更の通知を行ってよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 それではその方向で進めてまいります。

(7) 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について

【議 長】 議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 1 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明致します。

基盤強化法に基づき村より決定を求められた利用権設定等 2 件の農用地利用集積計画について決定してよいか審議をお願い致します。

売買の 1 件目で、(議案朗読)

売買の 2 件目で、(議案朗読)

以上、集積計画に登載するためのものであり、基盤強化法第 18 条第 3

項で規定する各要件であります基本構想への適合、全ての農用地の効率的利用、必要な農作業への常時従事、これらについては満たしていると考えております。

【議長】 ただ今説明がありました、まず1件目のDさんの件につきましてご意見ご質問があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは決定するものと致します。

【議長】 続いて2件目のEさんの件につきましてご意見ご質問があればお願いします。

(意見等無)

【議長】 なければこの内容で決定してもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それでは、この2件につきまして決定するものと致します。

(8) 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて

【議長】 次、議案第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明お願い致します。

【事務局長】 議案第5号、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんについて説明致します。賃貸借1件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料15頁に申出地の図面を付けております。

【議長】 ただ今説明があったとおり、賃貸借1件の農地のあっせんの申出がありました。この件につきましてあっせんをしてもよろしいでしょうか？

(「はい」の声)

【議長】 それではあっせんをするものと致します。

それではあっせん委員を選ばせていただきます。

福田委員、川上委員、塩田代理、宍戸委員でお願いします。これは議案第6号と関わるので、あっせん委員会の開催日は6号議案と併せて進めたいと思いますので、ここでは決めませんが、それでよろしいでしょうか。
(「はい」の声)

(9) 議案第6号 農用地の利用関係の調整について

【議長】 それでは次へ進めさせていただきます。議案第6号、農用地の利用関係の調整について説明お願い致します。

【事務局】 議案第6号、農用地の利用関係の調整について説明致します。

別紙の議件説明用資料をご覧ください。黒丸で農業経営基盤強化促進法第15条第2項、「農業委員会は…農用地の利用関係の調整の円滑な実施を図るため…農地中間管理事業（農用地の所有者から利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の申出があった場合に限る。）…の実施が必要であると認めるときは、…農地中間管理機構の同意を得て、農地中間管理機構を含めて当該調整を行うものとする。」とされています。

その下に「農地中間管理事業」の説明を記載しています。農地中間管理機構が申出者から賃借権又は使用貸借による権利＝農地中間管理権を取得し、担い手等に貸付を行う事業です。要は機構が農用地を借りて転貸する事業になります。記載はありませんが、この事業の特徴は、申出者へ国から農地集積に寄与したということで協力金が支払われることとなります。二つ目のマルポツですが、この事業により借受を希望される方は、毎年実施される公募に申し込む必要があります。

その下の※印に参ります。一つ目、申出者から機構へは、基盤強化法に基づく「農用地利用集積計画」を決定し市町村が公告することで権利が設定されます。二つ目、機構から借受希望者へは、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく「農用地利用配分計画」を作成し知事が認可、公告することで権利が設定されます。この配分計画は、農業委員会での利用調整後に村が作成して機構へ提出し、機構が正式に定めて知事へ申請する流れとなります。三つ目、機構の借受と貸付を一括で権利設定する場合は、「農用地利用集積計画」でまとめて処理することが出来るという改正が行われており、今後はこの方式で進めていきたいと考えています。

議案に戻りまして、今回は(1)で新規申出について、(2)で期間満了による更新についてとなります。

まず(1)の新規申出についてです。

農地中間管理事業規程第8条の規定に基づき申出があった農用地について、利用関係の調整を行ってよろしいか審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料16頁から19頁に図面を付けております。

続いて、(2)の期間満了による更新についてです。

農地中間管理事業規定第8条の規定に基づき申出があり農地中間管理機構が農地中間管理権を取得し農用地利用配分計画を決定した農用地について、当該農用地利用配分計画の設定期間満了に伴う利用関係の調整を行ってよろしいか審議をお願いいたします。賃貸借1件のあっせんの申出がありましたので審議をお願い致します。

(議案朗読)

議案資料をご覧ください。資料20頁に図面を付けております。

なお、本件は従前と変わらない内容となりますので、書類のみで処理してよろしいか併せて審議をお願い致します。

【議長】 ただ今説明がありましたが、今回2件の案件がありまして、(1)は新たな案件であります。これを進める上で、借受希望者は中間管理機構の借受希望の登録はされていますか。

【事務局長】 すでに登録されています。

【議長】 それを踏まえて、利用関係の調整を行ってもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議長】 それでは(1)の方は進めるものといたします。
次、(2)の関係です。こちらにつきましても農用地の利用関係の調整について、こちらは書類あっせんで進めてもよろしいでしょうか。
(「はい」の声)

【議長】 それでは双方とも利用調整を進めるものといたします。それではFさんの件について利用調整委員を選ばせていただきます。及川委員、川上委員、塩田代理、宍戸委員お願いします。取りまとめを及川委員お願い致します。とりあえずここまでで、前の5号議案のGさんの件と併せて、同じ日にあっせん並びに利用調整の会議を開きたいと考えておりますが、そのような形で進めてよろしいでしょうか。
(「はい」の声)

※及川委員取りまとめによりあっせんの日程調整

【議長】 それではGさんとFさんの件については2月25日午前中ということで、それぞれよろしくお願い致します。

【福田委員】 現地調査は？

【事務局長】 この状況ですので、現地の写真は用意していますので、それを見ながら調整していただきたいと思います。

【議長】 次に 6 号議案の(2)の農用地の利用関係の調整についてですが、これは継続事項ですので書類で進めて行きたいと思いますので、本日定例会終了後に調整したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声)

【議長】 それでこちら調整委員をまだ選んでいないのですが、及川委員、河瀬委員、塩田代理、岡委員お願いします。よろしいでしょうか？

(「はい」の声)

(10) 議案第 7 号 更別農業振興地域整備計画の変更について

【議長】 次に、議案第 7 号 更別農業振興地域整備計画の変更について説明お願い致します。

【事務局長】 議案第 7 号 更別農業振興地域整備計画の変更について説明致します。更別農業振興地域整備計画の変更に伴う事前協議のため、全体見直しについて異議なしとして更別村へ回答してよろしいか審議願うものであります。

次のページに変更に係る理由書をつけております。農業振興地域整備計画については、市町村が将来的に農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域を定めており、農地転用などの案件がある場合には、その都度、その用地について、計画で指定している農用地区域の変更や除外などの手続きをとっているところですが、経済事情の変動その他の情勢の推移による農業生産基盤の整備開発計画などの変更や、現況及び今後の見通しに即した農用地利用計画の全体見直しのため、おおむね 10 年程度を目安に計画全体の見直しを行っております。

変更後の計画書及び基礎資料については、それぞれ別冊で配布しております。計画書をご覧ください。今回変更して新年度、令和 3 年 4 月からの計画書としております。一枚めくると目次で、「第 1 農用地利用計画」の「1 土地利用区分の方向」は 1 頁から 4 頁、「第 2 農業生産基盤の整備開発計画」は 5 頁から 6 頁、「第 3 農用地等の保全計画」は 6 頁、「第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向」は 6 頁から 8 頁、「第 5 農業近代化施設の整備計画」は 9 頁から 10 頁、「第 6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画」は 11 頁、「第 7 農業従事者の安定的な就業の促進計画」は 11 頁から 12 頁、「第 8 生活環境施設の整備計画」は 12 頁、附図は添付を省略しています。別記の具体的な農用地区域の場所及びその用途区分を定めた農用地利用計画は 13 頁から 26 頁になります。変更箇所は赤字となっております。

【議長】 ただ今事務局より説明がありました、いかんせんボリュームがありますので、中身に目を通していただき、この内容で進めていいものか、この場で返事をしなければならないので、ひとまずお目通しいただきたいと思えます。

(各委員計画内容確認)

【河瀬委員】 質問していいでしょうか。議案別紙の2で農用地利用計画の変更案というのがあるんだけど、これについて、変更前の土地利用面積と変更案の土地利用面積の数字に当然変更があるんだけど、その差があった分の面積はどこに振り分けたのかが分かると見やすいのかなと思うんだけど。①②③とあるんだけど、どれが①でどれが②なのかよくわからないので。

【産業課長】 変更前の土地利用面積というのは現在の農業振興地域の区分で、畑からその他まで 17,119 という総面積になります。変更案につきましてはそれぞれ数値の入っているところの現在の現況にあわせて、出入りがあるの集計した結果が、畑で若干減ったり農業用施設用地が増えたりということで、合計は下のとおり 17,119 という形なんですけど、ここで減った 8ha がどこかというよりは、出入りをしています。畑が増えたところもあれば減ったところもあり差し引きで 8ha という形になるものですから、一概に編入や除外が大きな数値になってしまうので、細かい資料は持ち合わせていないのですが、例えば 30ha 編入して 40ha 除外して 10 になっているという結果がここに表示しているだけということになります。そのように見ていただければと思います。

【議長】 よろしいでしょうか。他にこの内容につきましてご意見等ありませんか？

【河瀬委員】 ちなみに我々農業委員なので、この減った農地がどうなったというのが聞いてみたいところではある。集計の結果がこうだったということで、詳しい数字の中身というのは、ただ集計の結果を見ているということ。

【産業課長】 今回は 10 年に一度の全体見直しということで、通常毎年例えば住宅を建てる事になったので農地を転用したいだとか農振を除外したいだとか、細かい軽微な変更というのがその都度あって、場合によっては農業委員会の意見をもらいながらやっています。で、本来は全体見直しということで昨年からは皆様方にお伝えしていたんですけど、この協議に半年間かかるということで、随時受け付けをしない期間があるのでそれまでに本年度末までに変更したい分については申し出てくださいというお話を事前に行っています。通常は 1 件ずつ手続きしなければならないものをまとめて今回全体計画で、畑を転用する所を全て除外しています。そういったことから除

かれた分が今回新規で除外されているものを含めて、それと過去からの整理の分で数値の違っている分も整理した上での差ということに、減ったということになります。うまく説明できているかわかりませんが、このタイミングに合わせて個別の農家住宅の建設用地が除外されていたりもしていると認識していただければと思います。

【河瀬委員】 通常、北海道知事に申請して認可が降りたらこういう計画で進められるということ？

【産業課長】 はい、これが今の農用地面積ということで取り扱われることに、これがいわゆる農振法の制限のかかる面積と、実際には1筆ごとに地番ごとにふられているので、畑のところがいわゆる図面上黄色くなって整理されていたり、農業用施設用地が165ha これも施設用地として制限がかかる、合計12,607が制限のかかる面積というような形で今後進んでいく事になります。

【河瀬委員】 それが今年の10月？

【産業課長】 いえ、3月末には認可が下りると思いますので、4月からが新しい農振計画ということになります。

【議 長】 その他に何か気がついたことがあれば、お願いします。
(意見等無)

【議 長】 なければ異議がないとして回答してもよろしいでしょうか？
(「はい」の声)

【議 長】 異議がないとして回答するものと致します。

6. その他の協議状況

(1) 令和4年度農業政策と予算に関する要望・意見について

【議 長】 これよりその他の方へ移らせていただきます。1番目、令和4年度農業政策と予算に関する要望・意見について説明お願い致します。

※前回総会以降、各委員から意見がなかったので、意見なしで報告する。

(2) 農業者年金パンフレットの配布について

【議長】 次、2番目、農業者年金パンフレットの配布について説明お願い致します。

※パンフレットを配布。

(3) 上更別大型明渠排水について

※産業課長より、事業に伴う用地買収の対象となり耕作面積が減少する方へのあっせんの際の配慮のお願い。

(4) 令和3年 第3回農業委員会定例総会について

※第3回定例総会は、3月9日（火）13時30分に決定する。

7. 閉会挨拶

【会長】 皆様の協力の下、第2回の定例会が無事終了できましたこと、厚くお礼申し上げます。これから何かと利用調整、あっせん委員会等があるかと思いますが、ひとつその都度よろしくご協力ご支援をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。